

京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月7日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第 19号

京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員退職報償金支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第3条を削る。

第4条各号列記以外の部分中「第6条第4号」を「第5条第4号」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「違背した」を「違反した」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局総務部庶務課)